

復員廳第二復員局公報

第六三號

昭和二十一年十二月五日(木)
第二復員局文書課

○令 達

復二第四一號

昭和二十一年復二第一一號掃海基地設置ニ關スル件申次ノヤ
ウニ改正スル。

昭和二十一年十一月二十五日

復員廳總裁

第二號中「(酒田ハ新潟掃海部解消ノ時)」及ビ第三號ノ表中掃
海基地ノ欄「酒田」ヲ削ル。

(參照 七月二十七日第二復員局公報)

○通 牒

二復人第二號ノ一四

ノ昭和二十一年十二月三日

復員廳第二復員局人事部長

各地方復員局人事部長殿

二級官以下官吏及ビ一月四日以降退官ノ官吏
名簿調製ノ件照會

報告資料トシテ必要デアルカラ、昭和二十一年勅令第一〇九號

復員廳第二復員局公報 第六三號

昭和二十一年十二月五日

一六九

(二月二十七日附)ニ基ク覺書該當者名簿ヲ左記ニヨリ調製至
急當部ニ到達スルヤウニ部送付セラレタイ。

覺書該當者ハ、昭和二十一年^{内務省令第一號(二月二十八日附)}
別表第一ノ通りデアルガ、主要ナモノハ、次ノ通りデアル。

一 正規海軍將校

二 特別志願豫備將校

三 右以外ノ者デ、憲兵隊、諜報機關タル特務機關ニ勤務シタ
將校、下士官、兵及ビ雇傭人

本報告ニオイテハ、該當者中二、三級官タル者又ハ二、三級官
タリシ者ノミニ限リ、一級官及ビ囑託者ヲ除ク。

二級官中、元海軍士官又ハ同豫備士官デアツタ者ハ中央デ處理
スル。尙地方世話部勤務ノ官吏ヲ除ク。

記

一 該當者デ、昭和二十一年十一月二十日現在ニオケル在職者
ニツイテハ、別表第一ノ様式ニヨリ、職員表ヲ調製スル。

二 該當者デ、第二復員部内ノ官吏デアツタモノ中、昭和二十
一年一月四日以降、同十二月十九日迄ノ退職者ニツイテハ
別表第二ノ様式ニヨリ一覽表ヲ調製スル。

(別表添)

1340

○雜 款

○轉官				
四月十五日	地方事務官ニ轉官	海軍書記	片平健之助	
同	農林技官ニ轉官	海軍技師	中島鎌次郎	
五月十五日	地方事務官ニ轉官	海軍司政官	若旅壽惠廣	
同	外務技官ニ轉官	海軍技師	村上 宗雄	
同	地方事務官ニ轉官	海軍書記	若松 實	
同	同	同	赤木 熊雄	
六月十五日	同	海軍司政官	森本 金次	
同	地方技官ニ轉官	海軍技師	月川 幸敏	
同	同	同	青木 連次	
同	地方事務官ニ轉官	海軍警部	野村 操	
同	同	同	曲木 圭治	
同	同	同	木屋 雲龍	
同	同	同	林 愼三郎	
同	遞信事務官ニ轉官	海軍書記	飯田 正博	
七月十五日	地方事務官ニ轉官	海軍司政官	和田 恒章	
同	地方技官ニ轉官	同	山中孝太郎	
同	地方事務官ニ轉官	海軍書記	小林 勇	
同	同	海軍警部	益田 織重	
同	同	同	遠藤 梅吉	
同	同	同	浦上 二郎	

八月十九日 同
 十月二十二日 大藏事務官ニ轉官
 復員事務官 佐々木武夫

(二)復人第二號ノ一四別表第一

覺書該當者官吏職員表(現職者)

昭和二十一年十一月二十日現在

(昭和二十一年十二月五日復員廳第二復員局公報)

「横須賀地方復員局」

該當履歷事項(最後ノ階級)	所	局	現官	氏名
「正規海軍將校(大尉)」	「横須賀地方復員局總務部」		「復員事務官(二)」	「海野太郎」
「同(主中尉)」	「同」	「右」	「同」	「山田洋」
「特別志願豫備將校(少尉)」	「同」	「右」	「同」	「大井三郎」
「諜報機關勤務(上曹)」	「同」	「右」	「復員事務官(三)」	「秋山健」

註「」内ハ記註例ヲ示ス。

〔復人第二號ノ一四別表第二〕

〔昭和二十一年十二月五日復員廳第二復員局公報〕

昭和二十一年四月以降覺書該當者官吏退職者一覽表

昭和二十一年十一月二十日現在

〔横須賀地方復員局〕

退官年月日	該當履歷事項 (階級) (最後)	所 屬	退官時ノ官	氏 名
二二、二、一〇	〔正規海軍將校(少佐)〕	横須賀地方復員局	〔第二復員官〕	石橋五郎
二二、六、五	〔同 右(大尉)〕	右	〔第二復員事務官 (三)〕	内田保
二二、八、三	〔特別志願豫備將校 (少尉)〕	同 右	〔復員事務官(三)〕	大石圭税

註「」内ハ記註例ヲ示ス。

復員廳第二復員局公報

第六四號

昭和二十一年十二月六日(金)

第二復員局文書課

○令 達

復二第四二二號

横須賀地方復員局所管

特別輸送艦 波

同 桐

同 萩

風

右ヲ特別保管艦ニ指定スル。

昭和二十一年十二月二日

復員廳總裁

復二第四二四號

横須賀地方復員局所管

特別輸送艦 樺

吳地方復員局所管

同 海第七十九號

右ヲ特別保管艦ニ指定スル。

昭和二十一年十二月三日

復員廳總裁

○通 牒

復二第四三二號

昭和二十一年十二月四日

復員廳第二復員局文書課長

各 廳 長 殿

國旗掲揚ニ關スル件通牒

首題ノ件ニツイテ別紙ノヤウニ内閣書記官長カラ通牒ガアツク。

内閣外乙第三二號

昭和二十一年十月一日

内閣書記官長

復員廳總裁 殿

國旗掲揚ニ關スル件

標記ノ件ニツイテ、別紙ノトホリ終戦連絡中央事務局次長カラ申越サレタノデ通牒スル。

絡政安合第六三一號

昭和二十一年九月二十六日

終戦連絡中央事務局次長 白洲次郎

内閣書記官長 林 讓治 殿

國旗掲揚ニ關スル件

復員廳第二復員局公報 第六四號

昭和二十一年十二月六日

一七一

1344

觀覽船ニ萬國旗裝飾方ニ關シ、別紙甲號寫ノ通り神戸事務局長ヨリ照會ガアツクノデ、聯合國軍總司令部ニコレガ許可方申請シタ處、別紙乙號寫ノ通り萬國旗並ビ國旗ノ掲揚ニ關シ指示ガアツクノデ連絡スル。ナホ將來ノ參考ノタメ、貴關係方面ニ右趣旨周知方取計ハレタイ。

別紙甲號

神戸港觀覽船ニ萬國旗裝飾方申請ノ件 九月六日

神戸市ニオイテハ來ル九月二十一日及二十二日ノ兩日復興祭ヲ行ヒソノ際一般市民ノ神戸港見學ノタメ觀覽船ヲ仕立テルトトナツテキルガ右觀覽船ヲ日本國旗ヲ含ム萬國旗ヲモツテ裝飾スルノ計畫ヲ樹テ兵庫軍政部ニ照會シタトコロ本件ニ關シテハ終戰中央事務局ヲ通ジテ總司令部ヨリ承認ヲ受クルヤウ申込ンド來タノデ右御申請ノ上結果至急御回電ヲ請フ。

別紙乙號

國旗掲揚ニ關スル件

九月十六日

九月十八日總司令部G Iカレン中佐及ビコップ大尉ト會談一、神戸市ニオケル復興祭ニオイテ神戸港觀覽船ノ萬國旗掲揚案ニ關シ總司令部側トシテハ日本方聯合軍ノ占領下ニアル現在トシテハ、萬國旗ヲ掲揚シ得ル時機ニアルモノト認メル譯ニ行カナイ。更ニ又カカルオ祭ニ聯合國ノ國旗ヲ毀損サレルヤウナ惧レモアルコトヲ考ヘル必要ガアル。萬國旗中ノ日本國旗ニツイテモ復興祭トイヌヤウナ地方的ナ且ツ重要性ノナ

イオ祭ニ掲揚スルコトハ認メル譯ニ行カナイ。

二、ナホ日本國旗ヲ掲揚スル場合ニ關シテ總司令部トシテハ十二ノ國家的祝祭日ニ掲揚スルコトニ原則トシテ異存ノナイコトハ大體明カニナツテキル。(從ツテ今後ハ同ジ祝祭日ニオケル國旗掲揚ニツイテハ總司令部ノ承認ヲ申請スル必要ガナイノデハナイカト質問シタノニ關聯シテ)シカシ

現地部隊ニヨク徹底サセルセーフテイノ見地カラ既ニ承認サレタ文書ヲ引用シテ現地部隊ニ周知方ソノ都度申出ルルヤウニシテ貰ヒタイ。

(ロ) 右以外ノ場合ニツイテ統一の方針ヲキメル譯ニ行カナイカラ、結局ソレゾレ必要アル場合ニ個別的ニ申請シテ貰フホカハナイ。理由サヘアレバ十分考慮スルツモリデアアル。(地方的ナ問題ニ關シテハ地方ノ事務局カラソノ他ノ軍政廳ニ申出デ地方的ニ解決シテハイカガト述ベタノニ對シ)地方ノ軍政廳トシテモ許否ニ迷フコトガアリウルシ、又他ノ地方トノ振合モ考ヘテ、結局中央ニモツテ來ルコトトナラウ。シカシ自分トシテハ地方的ナ場合ニオケル國旗ノ掲揚ハ原則トシテ賛成デハナイ。

註 會談内容中(イ)ノ十二ノ國家的祝祭日トハ昭和二年三月四日勅令第二十五號(休日ニ關スル件)ノ祝祭日及び四方非ライフ。

復員廳第二復員局公報

第六五號

昭和二十一年十二月九日(月)
第二復員局文書課

○令 達

復二第四三九號

第二復員部内臨時家族手当支給規則外一件中次ノヤウニ改正スル。

昭和二十一年十二月六日

復員廳 總裁

一 第二復員部内臨時家族手当支給規則中次ノヤウニ改正スル。

第二條 手当ハ別表ノ區分ニヨリ扶養家族一人ニ付左ノ金額ヲ支給ス。

一 内地ニアル各廳ニ勤務スル者。

(イ) 甲地域ヲ勤務地トスル者 一月 百圓

(ロ) 乙地域ヲ勤務地トスル者 一月 八十圓

(ハ) 丙地域ヲ勤務地トスル者 一月 六十圓

二 外地又ハ外國ニ在ル者ニシテ内地ニ扶養家族ヲ殘置スルモノ(兵ヲ除ク)

(イ) 甲地域ヲ作給ノ家族渡シ受クル家族(以下本條ニ於テ當該家族ト稱ス)ノ居住地トスル者 一月 九十圓

(ロ) 乙地域ヲ當該家族ノ居住地トスル者 一月 七十圓

復員廳第二復員局公報 第六五號 昭和二十一年十二月九日

(ハ) 丙地域ヲ當該家族ノ居住地トスル者 一月 五十圓
二 第二復員部内臨時勤務地手当支給規則中次ノヤウニ改正スル。
第一條中「及ビ名古屋市」ヲ「名古屋市、横須賀市、福岡市及ビ門司市」ニ改メル。

附則

本令ハ昭和二十一年十月一日以後ノ給與ニツキコレヲ適用スル。

(別表添)

○通 牒

復二第四二七號

昭和二十一年十二月一日

復員廳第二復員局長

關係各廳長 殿

復員廳勤務職員患者ノ國立病院療養所ニ於ケル取扱ヒニ關スル件通知

首題ノ件ニ關シ別紙ノヤウニ醫務局長ヨリ協議ガアツタノデ差支ナイ旨回答シタカラ第二復員部内職員給與規則(ヨリ國立病院療養所ニテ診療(通ヒ治療ヲ含ム)セシムル場合モ恩給法

一七三

1346

所定ノ公務疾病ヲ除キ部外依託ノ手續ヲトルモノト承知サレク
イ。

(別紙)
醫務局病第三〇二號

昭和二十一年十一月四日

醫務局長 次長

復員廳第二復員局長殿

復員廳勤務職員患者ノ國立病院、療養所ニ於
ケル取扱ヒニ關スル件協議

第一、第二復員局並同所屬關係機關勤務職員方國立病院、同療
養所デ診療(入院治療ヲ含ム)スル場合ノ取扱ヒハ從來昭和二十
一年十月十五日海軍病院軍事保護院移管ニ於ケル患者ノ取扱等
ニ關スル件協定覚書「ニヨツテ行ツテキタガ、昭和二十一年十
二月一日以降ハ特別ノ取扱ハナクズ國立病院、同療養所入院
(所)規定(別紙)ニ基イテ取扱フコトト致シタイノデ協議ス
ル。

(別紙略)

○雜款

○郵便物發送先

特別輸送艦 杉

同 占

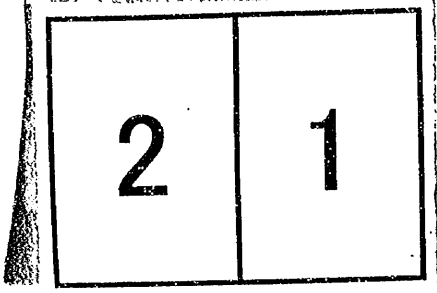
守

東京都京橋區石川島造船所氣付
吳市吳郵便局氣付

同	海第二二號	佐世保市福石町
同	海第三二號	佐世保運航部氣付
同	海第一五四號	同
同	樞	同
特別保管艦	海第八號	同
特別輸送艦	海第八八號	鹿兒島市六日町
同	海第一〇七號	鹿兒島上陸地連絡所氣付
同		鹿兒島市住吉町海岸通り
同		鹿兒島運航部氣付

○轉官
四月十五日 地方技官ニ轉官 海軍技師 村岡 明邦
十二月十九日 内閣事務官ニ轉官 復員事務官 伊藤 駒吉

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3版以上のため
文書等名	各地域の伝染病取扱区分表
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

特別地
印

(復二第四三九號別表)

(昭和二十一年十二月九日復員廳第三復員局公報)

府	縣	區	分	甲		乙		丙	
				六	コレニ準ズル地域	甲	コレニ準ズル地域	甲	乙
大阪府		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	小金井市	谷保町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	府中町	調布町	田無町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	五日市町	青梅町	福生町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	拜島村	狛江村	神代村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	東村山町	昭和田	浅川町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	西多摩村	多摩村	日野町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	大和村	瑞穂村	西多摩村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	東秋留村	西秋留村	大和村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	堺村	砂川村	東秋留村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	清瀬村	久留米村	堺村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	多摩村	平井村	清瀬村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	増戸村	七生村	多摩村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	田井村	元八王子村	増戸村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	西府村	南府村	田井村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	多西村	稻城村	西府村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	鶴川村	忠生村	多西村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	田木村	小曾木村	鶴川村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	加住村	吉野村	田木村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	三田村	大久野村	加住村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	古里村		三田村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	氷川村		古里村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	庄内町	茨木町	氷川村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	高石町	瀧草町	庄内町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	高石町	瀧草町	高石町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	巽町	三宅村	高石町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	富田林町	三宅村	巽町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	富田町	春日村	富田林町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	三島村	箕面村	富田町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	味香村	南豊島村	三島村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	中豊島村	取石村	味香村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	小曾根村	加美村	中豊島村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	福泉町	和泉町	小曾根村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	信太村	八坂町	福泉町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	佐野町	西信連町	信太村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	信連町	多奈川町	佐野町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	忠崎町	多奈川町	信連町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	深日町	三日市村	忠崎町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	表野町	國分町	深日町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	古市町	野田村	表野町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	狭山村	藤井寺村	古市町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	黒山村	志紀村	狭山村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	高鷲村	松原町	黒山村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	道明寺村	大戸村	高鷲村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	市忍村	松原町	道明寺村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	三宅村	大戸村	市忍村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	美田村	津田町	三宅村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	門真村	四條畷村	美田村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	任道町		門真村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	向日町	大山崎村	任道町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	新神足村		向日町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	魚崎町	住去村	新神足村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	本山村	園田村	魚崎町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	本庄村	長尾村	本山村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	川西町	良元村	本庄村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	小濱村	高砂町	川西町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	神津村		小濱村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	加古川町		神津村
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	大船町	大磯町	加古川町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	茅ヶ崎町	國府津町	大船町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	酒田町		茅ヶ崎町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	西枇杷島町	守山町	酒田町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	鳴海町	大高町	西枇杷島町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市	稻澤町	新川町	鳴海町
		京都府	京都府	八王子市	立川市	武蔵野市			稻澤町

北海道	香川縣	滋賀縣	岐阜縣	長野縣	新潟縣	茨城縣	埼玉縣	福岡縣	愛知縣	神奈川縣	兵庫縣	京都府	大阪府
								福岡市、小門司市、戸部市、八幡市、若松市		横須賀市、川須賀市	尼崎、西宮、蘆屋市		三郷市、堺市、吹田、布田
龜田村、琴似町	善通寺町、多度津町、翠平町	米原町	那加町	下諏訪町、輕井澤町	新津町	直江津町、新發田町	多賀町	魚崎町、住吉村、本山村、鳴尾村、木庄村、岡田村、川西町、長尾村、小濱村、良元村、神津村、高砂町、加吉川町	大船町、大磯町、茅ヶ崎町、國府津町、酒田町	西枇杷島町、守山町、鳴海町、大高町、稻澤町、新川町	向口町、大山崎村、新神足村	美田村、大戸村、三宅村、柏原町、市忍村、松原町、道明寺村、志紀村、高鷲村、藤井寺村、黒山村、埴生村、狹山村、野田村、古市町、園分町、表野町、三日月村、深日町、多奈川町、忠崎町、凌輪村、信連町、西信連町、佐野町、田尻村、忠關町、八坂町、信太村、和泉町、福泉町、加美村、小曾根村、取石村、中豊島村、南豊島村、味舌村、箕面村、三島村、春日村、富田町、島本町、富田林町、三宅村、巽町、矢田村、高石町、瀧草町、松方町、八尾町、庄内町、茨木町	氷川村、古里村、大久野村、三田村、吉野村、加住村、小曾木村、田木村、川口村、鶴川村、忠生村、多西村、稻城村、西府村、南府村、横山村、元八王子村、田井村、七生村、増戸村、役村、多摩村、平井村、清瀬村、久留米村、堺村、砂川村、東秋留村、西秋留村、大和村、瑞穂村、西多摩村、村山村、日野町、多摩谷、浅川町、町田町、氷川町

復員廳第二復員局公報

第六六號

昭和二十一年十二月十日(火)
第二復員局文書課

○令 達

復二第四二六號

當分ノ間次ノヤウニ人員ヲ臨時増置スル。

昭和二十一年十二月四日

復員廳 總裁

復二地方復員局補給部

職員、傭人

十六人(千島、樺太方面邦人引揚ノ爲噸館ニ常置スルモノ)

復二第四三六號

佐世保地方復員局所管

特別輸送艦 冬

月

右ヲ特別保管艦ニ指定スル。

昭和二十一年十二月五日

復員廳 總裁

○通 牒

二復經主第七號ノ一三三

昭和二十一年十二月二日

第二復員局 經理部長

關係各廳長殿

聯合軍發行預リ證取扱ニ關スル件通牒

首題ニ關シテハ左ノ通定メラレタカラ可然取計ハレタイ。

記

- 一 海軍軍人軍屬デ俘虜デアツタ者(終戦前ノモノニ限ル)ガ其ノ俘虜期間中ノ收入金等ニ相當スル聯合軍發行ノ預リ證(預リ證ト謂フ以下同ジ)ヲ持歸ツタトキハ該預リ證ト收入金等受取希望先届(様式第一)トヲ左ノ區分ニヨリ俵給、給料(報酬ヲ含ム以下同ジ)ノ家族下渡廳ノ經理部ニ送付スルモノトスル。
 - (イ) 士官、候補生及ビ見習尉官ハ復員廳第二復員局經理部
 - (ロ) 特務士官、准士官、下士官及ビ兵ハ在籍ノ地方復員局經理部
 - (ハ) 文官、同待遇者、囑託者、雇員、傭人及ビ工(傭)員ハ其ノ所屬廳ノ所管ノ地方復員局經理部
 - (ニ) 前各號ニ該當シナイ者ハ復員廳第二復員局經理部
- 二 第二復員局經理部又ハ地方復員局經理部前號ノ書類ヲ受ケタトキハ當該人ノ俘虜期間中(俘虜トナツタ月ノ翌月カラ預リ證ニ記載シアル期間ノ最終ノ月迄)其ノ家族ニ支給シタ俵給又ハ給料、戰時増俸、勤続手當、障子及ビ賞與ノ

復員廳第二復員局公報

第六六號

昭和二十一年十二月十日

一七五

1350

給與額(送金手續中ノモノヲ含ム)ヲ調査シ給與支給濟額證明書(様式第二)ヲ作成シ預リ證ト共ニ本人ノ受取希望先ノ日本銀行(本店及ビ支店ヲ謂フ以下同ジ)ヘ送付スルモノトスル。

經理部前項ノ手續ヲ爲シタトキハ本人ニ對シ受取希望先日本銀行カラノ通知ヲ待ツテ引揚證明書(昭和二十一年二月末日以前ノ内地陸者ハ復員證明書)ヲ呈示シテ支拂ヲ受ケルヤウ通知スルモノトス。

三 本件ニ該當スル俘虜デアツタ者デ既ニ日本銀行カラ預リ證ニヨリ持歸リ金限度迄ノ支拂ヲ受ケテ其ノ預リ證ヲ日本銀行ニ引渡濟ノ者ハソノ取扱日本銀行カラソノ預リ證ノ寫ノ交付ヲ受ケ前各號ニ準ジコレガ手續ヲ爲スモノトスル。

四 俘虜デアツタ者ガ死亡シタトキハソノ遺族ハ死亡證明書及ビ戸籍抄本ヲ添ヘ前各號ニ準ジコレガ手續ヲ爲スモノトスル。

(別紙添)

○雜 款

○郵便物發送先
特別輸送艦 海第六七號 鹿兒島市住吉町海岸通
鹿兒島運航部氣付

同 海第二七號 同

○事務所

十一月二十九日移轉 宮城地方世話部第二復員課
仙臺市東二番町七十五番地
(電話仙臺 三七番)

○殘務整理

十一月二十五日開始 吳地方復員局運航部内
廣島殘務整理班
廣島縣吳市下山手町

(二復經主第七號ノ一三三様式第一)

收人金等受取希望先届

(昭和二十一年十二月十日復員廳第二復員局公報)

第二復員局(又ハ何地方復員局)經理部御中

右ノ者ニ對スル收人金等受取希望先等左ノ通りニツキ御届ケシマス。

記

一 受取希望先日本銀行 日本銀行本店(又ハ何支店)

二 現住所 何縣何郡何村何番地

三 俘虜トナツタ年月日 年 月 日

四 俘虜トナツタ場所 何々々

備考

本届記載ノ氏名ト預リ證記載氏名トガ相違スル場合ハ氏名ノ左側ニ預リ證記載ノ氏名ヲモ併記スルヲ要スル。

元所轄

元官等級 氏

名 ㊦

1352

（二）復經主第七號ノ一三三様式第二）

給與支給濟額證明書

（昭和二十一年十二月十日復員廳第二復員局公報）

年 月 日

第二復員局（又ハ何地方復員局）經理部 回

日本銀行本店（又ハ何支店）御中

元、所、帳、名	元、官、等、級	現、住、所	上、陸、年、月、日	上、陸、地	存、貯、日、及、場、所	支給濟額				収入金額
						金 回 錢 内 譯				
氏 名						俸給（給料）	戦時増俸	勤続手当	臨時家族手当	賞與

備考
 一 収入金額ハ聯合軍發行ノ預リ證ニ記載シテアル金額ヲ記入スル。
 二 氏名ガ預リ證記載ノ氏名ト異ルトキハ預リ證記載ノ氏名ヲ氏名ノ左側ニ附記スルモノトスル。

1353

家族渡

復員廳第二復員局公報

第六七號

昭和二十一年十二月十二日(木)

第二復員局文書課

○令 達

復二第四四三號

横須賀地方復員局所管

特別輸送艦 汐

佐世保地方復員局所管

同 海第五十七號

右ヲ特別保管艦(特)ニ指定スル。

昭和二十一年十二月六日

復員廳 總裁

計 算 長

○通 牒

二復補第一一〇一號

昭和二十一年十二月九日

關係各廳長 殿

復員廳第二復員局補給部長

糧食品給與ニ關スル令達ノ件通知

首題ノ件左ノ通發電セラレタカラ了知相成リタイ。

第七番電 (昭和二十一年十二月二日發電済)

發 第二復員局長
宛 部内一般

主食支給量額改正ノ件

昭和二十年十二月一日官房需第二號中艦船便乗中ノ軍官民ニ對
スル主食供給量額ヲ左ノ通改正シ本月一日ヨリ實施ス。

米 三八〇瓦

麥 一二〇瓦

計 五〇〇瓦(日額)

○雜 款

○郵便物發送先

特別輸送艦 海第八五號 鹿兒島市住吉町海岸通

鹿兒島運航部氣付

同 海第二〇七號 同

○正誤

十二月十日附復員廳第二復員局公報雜款欄「廣島殘務整理班」
ハ「鹿島殘務整理班」ノ誤

局公報	頁	段	正	誤	官	氏	名
-----	---	---	---	---	---	---	---

復員廳第二復員局公報 第六七號 昭和二十一年十二月十二日

一七七

1354

復員廳第二復員局公報

第六八號

昭和二十一年十二月十八日(水)
第二復員局文書課

○令 達

復二第四五四號
當分ノ開次ノヤウニ人員ヲ臨時増置スル。

昭和二十一年十二月十二日

復員廳總裁

函館運航部(自走給水船ニ配スルモノ)

復員事務官 (二級 一人(元特務士官))

(三級 六人)

復員、備人 六人

復二第四五五號

復員廳分課規程中次ノヤウニ改正スル。

昭和二十一年十二月十五日

復員廳總裁

別表第二ノ第二十八條表中吳地方復員局ノ項上陸地連絡所ノ欄
「仙崎」ヲ削ル。

(參照 六月二十日第二復員局公報)

復二第四五六號

復員廳地方復員局定員表中次ノヤウニ改正スル。

昭和二十一年十二月十五日

復員廳總裁

吳地方復員局ノ部中仙崎上陸地連絡所ノ項ヲ削リ合計ノ項中
「八一〇」ヲ「八〇六」ニ、「一九〇八」ヲ「一九〇五」ニ、「五
四六五」ヲ「五四六一」ニ改メル。

(參照 十月二十一日第二復員局公報)

復二第四五七號

第二復員部内職員身上取扱規程中次ノヤウニ改正スル。

昭和二十一年十二月十六日

復員廳總裁

第二條ニ左ノ一項ヲ加ヘル。

特別輸送艦及ビ掃海艦ノ長ハ所轄長ニ準ズル。

復二第四五九號

横須賀地方復員局所管

特別輸送艦 梯

同 初 櫻

同 同 櫻

同 同 阪

復員廳第二復員局公報 第六八號 昭和二十一年十二月十八日

一七九

昭和二十一年十二月十五日

復員廳總裁

○通牒

復第三三號

昭和二十一年十二月九日

復員廳總裁官房長

各廳長殿

輿論調査ニ關スル口頭通告ニツイテ
首題ノ件別紙ノ通り通知スル。

(別紙)

輿論調査ニ關スル口頭通告

サキニ聯合軍總司令部ヨリ日本政府機關ニヨル輿論調査ハ一時停止スル様指示ガアツタガ、昭和二十一年十一月二十九日午前十時民間情報教育部クリン大佐、ハリス少佐、ハツシン中尉ヨリ内閣審議室塚原事務官、松宮囑託、終戦連絡中央事務局今城登ニ對シ左記ノ様ナ口頭通告ガアツタ。

一 中央官廳ハ非政治的ナル事務ニ關スル輿論調査ヲ行フコトガ出來ル。但シ調査案、調査方法並ニ結果ノ發表等ニ關シテハ民間情報教育部ノ承認ヲ經ルコト。

二 地方官廳並ニ市町村ハ當分ノ間政治的タルト非政治的タルトヲ問ハズ如何ナル種類ノ輿論調査ヲモ行フコトハ出來ナ

右特別輸送船トシテ横須賀地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

復二第四六〇號

元雜役船 栗 橋

右特別保管艦ニ指定スル。

昭和二十一年十二月十五日

復員廳總裁

舞鶴地方復員局所管

同 榎

同 海第八十七號

同 海第六十號

同 掃第二十一號

吳地方復員局所管

同 夏 月

同 對 馬

同 白 崎

佐世保地方復員局所管

同 海第五十二號

同 粟 島

<p>イ。</p> <p>三 日本政府ハ如何ナル民間輿論調査機關（新聞、雜誌、研究所等）ニ對シ政治的事項ニ關スル輿論調査ヲ依頼シ又ハ命令スル事ハ出來ナイ。</p> <p>四 日本政府（地方官廳ヲ含ム。從ツテ、地方官廳ハ特定條件下ニ、非政治的事項ノ輿論調査ヲ、民間輿論調査機關ニ依頼スルコトハデキル。）ハ非政治的事項ニ關スル輿論調査ヲ民間輿論調査機關ニ依頼スルコトガ出來ル。但シ報酬ヲ支拂ハナイコト及ビ調査ノ結果ハ一般ニ開放スルコトヲ條件トスル。</p> <p>五 政治的及ビ非政治的事項ノ解釋ハ次ノ如クデアル。</p> <p>(イ) 政治的事項トハ政治的ナ論争點トナル様ナ問題ヲ指ス、例ヘバ特定ノ政治團體ニ對スル態度、内閣ニ對スル態度、竝ビニ天皇及ビ天皇制ニ對スル態度等。</p> <p>(ロ) 非政治的事項トハ行政及ビ政策ノ實施、官廳事務ノ改善、公共問題等ニ關スル態度及ビ提案竝ビニ各種問題ノ所在探究等ヲ指ス。例ヘバインフレーション、取引、食糧配給ノ統制ニツイテノ提案、政府ノ貯蓄運動ニ對スル反響、人口移動、生活問題ニ對スル態度、教育問題、復員軍人、引揚者、戰災者ノ懇求ト態度等。</p> <p>六 民間輿論調査機關ハ如何ナル種類ノ問題ニ關シテモ輿論調査ヲ行フコトガ出來ル。</p>	<p>復二第四五三號</p> <p>昭和二十二年十二月十四日</p> <p>復員廳第二復員局文書課長</p> <p>各廳長 殿</p> <p>年始裝飾ニ關スル件通知</p> <p>艦船ソノ他各廳ニオケル年始ノ飾松及ビ供餅ハ成ルベクコレヲ簡素化スルヤウニトノ内意デアルカラ了知アリタイ。</p>
<p>復二第四五八號</p> <p>昭和二十二年十二月十七日</p> <p>復員廳第二復員局公報 第六八號 昭和二十二年十二月十八日</p>	<p>復員廳第二復員局長 殿</p> <p>關係各廳長 殿</p> <p>特別保管艦艇識別ノ件通牒</p> <p>首題ノ件別圖ノ様ニ定メラレタ。</p> <p>(別圖ハ所要ノ向ニ之ヲ配布ス)</p>

復員廳第二復員局公報

第六九號

昭和二十一年十二月二十三日(月)
第二復員局文書課

○令 達

復二第四六六號

S B 第 百 九 號

S S 第 七 號

右ヲ特別輸送艦トシ佐世保地方復員局所管ト定メル。

佐世保地方復員局所管

特別輸送艦 B 第百九號

同 S 第七號

右ヲ特別保管艦(特)ニ指定スル。

昭和二十一年十二月十六日

復 員 廳 總 裁

○通 牒

第二一番電 (昭和二十一年十二月十二日發電済)

發 第二復員局長

宛 各地方復員局長

年未年始休暇ノ件

一 年未年始ノ休日ハ太政官布告通り(十二月二十九日ヨリ)

月三日迄)賜ハリ差支ナシ。

二 右休日中ト雖モ聯合國トノ關係モアリ事務ノ滯滞中絶等ナキ様可然指導アリクシ。

二復人扶第一六號ノ三

昭和二十一年十二月二十日

復員廳第二復員局人事部長

復員廳第二復員局經理部長

各地方復員局人事部長
各地方復員局經理部長
各地方世話部第二復員課長

戰歿者遺族ニ對スル死亡賜金葬料及ビ遺族出頭旅費支給ニ關スル件照會

首題ノ件ニ關シテハ本年八月二復人扶第一六號ニヨツテ實施セラレテ居ル次第アルガ、其ノ後重複給與ノ事例モアリ之レガ取扱方ニ疑義アル向モアルヤウデアアルカラ自今別表ノ取扱區分ニヨツテ給與資格ヲ慎重調査ノ上處理相成リタイ。(別表添)

○雜 款

○郵便物發送先

特別輸送艦 海第五五號 佐世保郵便局氣付

復員廳第二復員局公報 第六九號 昭和二十一年十二月二十三日

一八三

1359

同 海第一二六號 佐世保市福石町 佐世保運航部氣付
特別保管艦 樺 横須賀市田浦町 横須賀運航部長浦分室氣付
掃海母艦 新 南 鳥取縣西伯郡境郵便局氣付

○事務所

十二月十四日移轉 復員廳第二復員局人事課業績課
東京都麴町區霞ヶ関二ノ一

○殘務整理

自十二月十五日 終了ノ豫定
至昭和二十二年一月十日
仙崎上陸地連絡所殘務整理班
山口縣大津郡仙崎町幸町 仙崎運航部内

○轉官

十一月十五日 運輸技官ニ轉官 海軍技師 荒木寅治郎
同 海軍技手 瀬戸 忠夫
十二月十二日 司法事務官ニ轉官 復員事務官 西川 雅章

○追加

十二月十八日復員廳第二復員局公報第六八號令達欄復二第四
五九號中同 海第五十二號ノ次ニ「同 檢第一百七十二號」ヲ
追加スル。

○正誤

第二復員局公報第五六號一四三頁上段海軍警部佐藤四郎以下
下段ノ海軍技手有路定雄マデ「四月十五日」ハ「五月十五日」
同公報一四四頁上段海軍警部黒坂貞次郎ノ「六月十五日」ヲ
「七月十五日」ト、同下段海軍書記河野從道、同渡邊滿夫、同
佐藤唯重ノ「火藏事務官」ハ「地方事務官」ノ誤リ。

(二)復人扶第一六號ノ區別表

(昭和二十一年)二月二十三日復員廳第二復員局公報

戦歿者遺族給與金支給取扱區分

區分	給與金		死亡賜金	葬祭料	遺族出頭旅費	記	事		
	(イ)	(ロ)							
	昭和二十一年五月二復人事局扶第二五號ノ一五二ニヨツテ同年八月一日以降遺骨傳達ヲ行フモノ。	昭和二十一年七月三十一日以前ニ遺骨ノ傳達ヲ了ツタモノ。	昭和二十一年八月二復人扶第一六號ニヨツテ遺骨傳達ノ際其ノ經費ヲ支辨スル地方復員局經理部(東京ニアツテハ第二復員局經理部)ヨリ地方世話部ヲ經由シテ遺族ニ支給スル。	同上	同上	但シ特別賜金願書又ハ遺族出頭旅費受給資格者名簿ヲ第二復員局ニ進達済ミノモノデ遺骨傳達未済ノタメ今後之レガ引渡シヲ行フ要アルモノハ第二復員局經理部ヨリ當該地方世話部ヲ經由シテ遺骨引渡ノ際遺族ニ支給スル。	但シ前號ノ書類ヲ進達シテアルモノハ第二復員局經理部ヨリ遺族ニ支給スル。	人事部(地方世話部)ハ遺骨傳達式名簿ヲ傳達式ノ一月前マデニ到達スルヤウ第二復員局經理部ニ當該地方復員局經理部長ニ送付シ其ノ寫ヲ第二復員局人事部長ニ送付スルト。	上欄但シ書ニ該當スルモノアルトキハ前項ノ遺骨傳達式名簿ニ特別賜金願書又ハ遺族出頭旅費受給資格者名簿ヲ進達済デアル旨附記スルコト。
			未支給ノ者アルトキハ在籍ノ第二復員局經理部又ハ地方復員局經理部ヨリ遺族ニ支給スル。	同上	同上				

(註)

第二復員局人事部在籍者ニツイテハ遺骨傳達ノ以前ニ給與金ヲ交付シタモノガアルガコレヲ支給済ノ者ニ對シテハ遺骨傳達ノ際重ネテ支給シナイ。

右ニ該當スルモノニツイテハ昭和二十一年五月二復人事局扶第二五號ノ一四一ニヨル遺骨名簿ニ其ノ旨ヲ附記スル。

復員廳第二復員局公報

第七〇號

昭和二十一年十二月二十六日(木)

第二復員局文書課

〇令 達

復二第四七〇號

吳地方復員局所管

特別輸送艦

海第七十八號

同

海第六六號

佐世保地方復員局所管

同

雄 竹

同

海第九十三號

舞鶴地方復員局所管

同

海第六十七號

右ヲ特別保管艦ニ指定スル。

昭和二十一年十二月二十日

復員廳總裁

復二第四七五號

舞鶴地方復員局所管

特別輸送艦 惟

右ヲ特別保管艦ニ指定スル。

昭和二十一年十二月二十一日

復員廳總裁

復二第四七九號

掃海監部規程ヲ次ノヨウニ定メル。

昭和二十一年十二月二十三日

復員廳總裁

掃海監部規程

第一條 當分ノ開復員廳第二復員局ニ掃海監部ヲ置ク。

掃海監部ノ所在地ハ佐世保トスル。

第二條 掃海監部ハ左ノ事務ヲ掌ル。

一 聯合軍掃海代表トノ連絡ニ關スル事項

二 掃海ノ計畫及ビ實施ニ關スル事項

三 掃海關係ノ教育指導ニ關スル事項

第三條 掃海監部ニ部長ヲ置ク。

第四條 部長ハ第二復員局長ノ命ヲ承ケテ部務ヲ掌理スル但シ

部長ハ掃海監部ニ關スル事務中重要ナルモノヲ除キ直接處理

スルコトガデキル。

第五條 部長ハ各地方復員局長ニ掃海ニ關スル指示ヲナスコト

ガデキル但シコノ場合ニハ復員廳第二復員局長ニ報告ヲシテ

ケレバナラナイ。

第六條 掃海監部ノ定員ハ別表ニヨル。

復員廳第二復員局公報 第七〇號 昭和二十一年十二月二十六日

(別表)

掃海監部定員表

復員事務官	二級(部長)	一
復員事務官	二級	一三
復員事務官	三級	三一
嘱託		二
雇員、傭人		四五
計		九十二人

復二第四八四號
昭和二十一年官房經第八〇號地方復員局所屬艦船特別輸送任務從事中接待費支出ノ件ハ本年十二月限リコレヲ廢止スル。

昭和二十一年十二月二十四日

復員廳 總裁

(參照) 六月三日第二復員局公報

○雜 款

○轉官			
三月三十日	商工技手ニ轉官	第二復員技手	原田 祐之
四月十五日	地方技官ニ轉官	海軍技手	安達 正毅
五月十五日	地方事務官ニ轉官	海軍書記	水口 孝

六月十五日	同	選信事務官ニ轉官	海軍司政官	國本 重一
同	同	農林事務官ニ轉官	同	平石平次郎
同	同	地方技官ニ轉官	海軍書記	關部 輝夫
同	同	同	海軍司政官	關根 嘉弘
同	同	地方事務官ニ轉官	海軍技師	芳賀藤三郎
同	同	地方教官ニ轉官	海軍警部	藤本幸太郎
六月十六日	同	大藏事務官ニ轉官	海軍司政官	島中 武吉
七月十日	同	地方事務官ニ轉官	海軍書記	朝倉健次郎
七月十五日	同	地方技官ニ轉官	同	石谷 岩夫
同	同	地方事務官ニ轉官	海軍技手	森脇 武文
同	同	大藏事務官ニ轉官	海軍警部	石橋 蟻助
同	同	地方教官ニ轉官	海軍司政官	小瀬 弘
七月十六日	同	大藏事務官ニ轉官	同	福島 盛重
九月一日	同	文部事務官ニ轉官	海軍書記	時重 二郎
九月三十日	同	大藏事務官ニ轉官	同	堀井 純五
十月十五日	同	地方事務官ニ轉官	同	石倉 達三
十月三十一日	同	選信事務官ニ轉官	海軍司政官	園分 豊藏
			同	綿引 虎男

復員廳第二復員局公報

第七一號

昭和二十一年十二月二十七日(金)
第二復員局文書課

○令 達

復二第四六九號

佐世保地方復員局所管

特別輸送艦 冬 月

右ヲ特別保管艦(特)ニ指定スル。

昭和二十一年十二月二十日

復員廳總裁

復二第四八二號

復員廳分課規程中次ノヨツニ改正スル。

昭和二十一年十二月二十五日

復員廳總裁

別紙第二ノ第二十八條表中舞鶴地方復員局ノ項掃海部ノ欄「舞鶴」ヲ削ル。

(參照 六月二十日第二復員局公報)

復二第四八三號

復員廳地方復員局定員表中次ノヨツニ改正スル。

昭和二十一年十二月二十五日

復員廳總裁

舞鶴地方復員局ノ部中舞鶴掃海部ノ項ヲ削リ合計ノ項中「八〇六」ヲ「七七八」ニ、「二九〇五」ヲ「二八三一」ニ、「五四六一」ヲ「五三七七」ニ改メル。

(參照 十月二十一日第二復員局公報)

復二第四八九號

元特務艦 波 勝

右ヲ特別輸送艦トシテ奥地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

昭和二十一年十二月二十三日

復員廳總裁

復二第四九〇號

横須賀地方復員局所管

特別輸送艦 響

同 花 月

同 海第三十七號

同 輪第十六號

同 輪第十九號

奥地方復員局所管

同 海第三百二十六號

復員廳第二復員局公報 第七一號 昭和二十一年十二月二十七日

一八七

佐世保地方復員局所管

同 金 輪

同 海第六十號

同 海第九十六號

舞鶴地方復員局所管

同 初 梅

同 海第八十一號

右ヲ特別保管艦ニ指定スル。

昭和二十一年十二月二十五日

復員廳總裁

復二第四九三號

元軍艦 箕 面

右ヲ特別輸送艦トシテ吳地方復員局所管ト定メタノヲ解ク。

昭和二十一年十二月二十五日

復員廳總裁

復二第四九七號

吳地方復員局所管

特別輸送艦 伊 王

右ヲ特別保管艦(特)ニ指定スル。

昭和二十一年十二月二十四日

復員廳總裁

○ 通 牒

第五番電 (昭和二十一年十二月十九日發電濟)

發 經理部長

宛 部内一般

扶助金等算出ノ基礎トナル給料ノ件

本年七月一日以降雇員扶助令及ビ傭人扶助令ニ基ク扶助金並ビニ傳染病豫防救治手當ヲ支給スル場合ソノ算出ノ基礎トナル給料(官吏又ハ囑託者ニ對スル救治手當ハ俸給又ハ報酬)ハ同日以後扶助金又ハ救治手當ノ支給事由ノ發生シタモノニ限り新給料(新俸給、新報酬)ニヨルコトニ定メラル。

○ 雜 款

○ 訂正

十二月二十三日公報二復第一六號ノ三「戰歿者遺族ニ對スル死亡賜金、葬祭料及ビ遺族出頭旅費支給ニ關スル件照會」別表記事欄中「第二復員局經理並ニ」ハ「第二復員局經理部長並ニ」ノ誤リ。